

令和4年度 第3回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時：令和5年3月28日（火）

16時～

場 所：市役所新館5階第1会議室

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 諮問
4. 議題

(1) 令和4年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	教育部 指導課

(2) 令和4年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
2	使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	経営企画部 財政課
3	四街道市個人情報保護条例の廃止	総務部 総務課
4	四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止	総務部 総務課
5	四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定	総務部 総務課
6	四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 子育て支援課
7	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 保育課
8	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 国保年金課
9	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 国保年金課
10	四街道市森林整備計画の樹立	環境経済部 産業振興課
11	四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定	都市部 土木課
12	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課

(3) 令和5年度 市民参加手続の実施予定の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
13	四街道市都市計画マスタープランの策定（令和7年度～26年度）	都市部 都市計画課

(4) その他

5. 閉会



## 令和4年度第3回四街道市市民参加推進評価委員会 議事資料

### 議題（1） 令和4年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.1	四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	
	実施状況シート6【適用除外】	1
	実施予定シート【適用除外】	2
	適用除外公告	3
	適用除外広報（ホームページ）	4

### 議題（2） 令和4年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No.2	使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	5
資料No.3	四街道市個人情報保護条例の廃止	
	実施予定シート【適用除外】	7
資料No.4	四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止	
	実施予定シート【適用除外】	9
資料No.5	四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	11
資料No.6	四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	13
資料No.7	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	15
資料No.8	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	17

資料No. 9	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	19
資料No. 10	四街道市森林整備計画の樹立	
	実施予定シート【適用除外】	21
資料No. 11	四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	23
資料No. 12	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	
	実施予定シート【適用除外】	25

議題（3）令和5年度 市民参加手続の実施予定の評価
---------------------------

資料No. 13	四街道市都市計画マスタープランの策定（令和7年度～26年度）	
	実施予定シート	27

## 実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 教育部指導課 給食係

行政活動の名称	四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定				
概要	学校給食法第11条に規定する学校給食費の額の改定及びその他所要の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	その他金銭の徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R4年11月1日 教育委員会公告第3号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年11月1日		
	計画等決定時期 *2	R4年11月9日制定	行政活動実施時期 *3	R4年12月1日公布 R5年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4
A					
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

## 市民参加推進本部コメント

適切である。

## 市民参加推進評価委員会コメント

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 教育部指導課 給食係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定			
概要	学校給食法第11条に規定する学校給食費の額の改定及びその他所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年11月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	その他金銭の徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の  
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年11月1日

四街道市教育委員会教育長 府川 雅 司



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第5号に該当するため。

(詳細な理由)

その他金銭の徴収に該当するため。

3 その他

上記については、

教育部指導課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15  
分までとする。

4 問合せ先

教育部指導課 (TEL 043-424-8925)

[現在のページ](#)
[トップページ](#)
[市政情報](#)
[市政への参加](#)
[市民参加](#)
[市民参加手続の対象としない行政活動](#)
[今年度](#)  
 (市民参加手続の適用除外) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

更新：2022年11月1日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

### 詳細な理由

その他金銭の徴収に関するものに該当するため。

### 参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2:前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

四街道市市民参加条例

四街道市市民参加条例施行規則

### お問い合わせ

教育委員会 教育部指導課

電話：043-424-8925

### 今年度

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市個人情報保護条例の廃止

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

このページを見た人はこんなページも見ています

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

▶ [ページの先頭へ](#)



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 経営企画部財政課 行革推進室

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定			
概要	第3回四街道市行政財政改革本部会において決定した「使用料・手数料の見直しに係る基本方針」に基づき、受益と負担の適正化を図るため施設利用料金の見直しを行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年10月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	「その他金銭の徴収に関するもの」であり、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部総務課 情報公開室

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市個人情報保護条例の廃止			
概要	個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に対しても直接適用されることに伴い四街道市個人情報保護条例を廃止するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に対して同法が直接適用されることに伴い四街道市個人情報保護条例を廃止するものであり、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部総務課 情報公開室

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止			
概要	個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い四街道市個人情報保護条例を廃止することから、同条例施行規則を併せて廃止するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、四街道市個人情報保護条例を廃止することから同条例施行規則を併せて廃止するものであり、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部総務課 情報公開室

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定			
概要	個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、四街道市個人情報保護条例が廃止されるため同条例を引用する四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例において所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	四街道市個人情報保護条例が廃止されることに伴い所要の改正を行うもので、条ずれを修正する軽易なもの及び法令の基準に基づいて行うもの、並びに審査会に係る手数料に関するものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				





## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定			
概要	千葉県が定める子ども医療費助成事務取扱要領等の一部改正に伴い、子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため助成対象の拡充及び月額上限を新たに導入するものであり、本市の子ども医療費助成事業を見直すため所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	条ずれを修正する軽易なものであり第2項第1号に該当するもの、また、法令に基づくものではないものの千葉県が定める事務取扱要領等に基づいて給付を行う必要があり、結果的に法令の規定による実施の基準に基づいて行うものに準ずることから第6号(第3号に準ずる)に該当するもの、並びに、自己負担額部分について、徴収ではないものの金銭の負担に係るものであることから第6号(第5号に準ずる)に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概要	厚生労働省令(平成26年厚生労働省令第61号及び第63号)の改正及び児童福祉法の改正に伴い、児童の安全の確保に関する計画策定等の義務化等、所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	基準省令における改正箇所のうち、従うべき基準に基づいて改正を行うものであり第2項第3号に該当するもの、また、参酌基準ではあるものの、当該基準は改正前の規定を具体的に明確化し最低基準の底上げを図るものであり、実質的に従うべき基準に準ずるものであることから第2項第6号(第3号に準ずる)に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 国民健康保険係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額に係る賦課限度額を改定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を改定するものであり、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部国保年金課 国民健康保険係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定			
概要	健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	健康保険法施行令の一部改正に伴い出産育児一時金の支給額を改定するものであり、支給額は法令の規定により定められていることから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				





## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 環境経済部産業振興課 農政係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市森林整備計画の樹立			
概要	森林法第10条の5第1項の規定に基づき、市内にある地域森林計画の対象となっている民有林について、来年度樹立予定の千葉北部地域森林計画の計画期間の始期をその始期とし、10年を一期とする市森林整備計画の樹立を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月策定 R5年4月開始	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	森林法及び農林水産省令の規定により、計画をたてる際の手続等(学識経験者への意見聴取、公告及び縦覧等)について定められており、法令の規定に基づいた手続を行うものであることから、第2項第6号(第3号に準ずる)に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定			
概要	第3回四街道市行政改革本部会において決定した「使用料・手数料の見直しに係る基本方針」に基づき、市営自転車駐車場の定期利用に係る利用登録を受ける場合の登録料の改定等を行うため所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年10月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	条例改正に合わせ字句を変更する軽易なもの、並びに市営自転車駐車場の定期利用に係る利用登録を受ける場合の登録料を改定するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、それぞれ第2項第1号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概要	建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び低炭素建築物新築等計画認定制度の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	建築基準法の一部改正に伴う文言の修正、また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、戸数単位の申請廃止及び誘導仕様基準の新設を受け区分及び金額の変更するもので、軽易なもの及びその他金銭の徴収に関するものであることから、それぞれ第2項第1号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部都市計画課 都市計画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市都市計画マスタープランの策定(令和7年度～26年度)			
概要	都市計画法第18条の2の規定により市町村に義務付けられている「都市計画に関する基本的な方針(全体構想・地域別構想等)」を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月策定 R7年4月開始	実施段階(PDCA)	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	都市計画マスタープラン(案)に係るパブリック・コメント	計画案最終段階での市民意見を聴取するため	市民等	R6年9月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	都市計画審議会	計画策定に関する一連の審議により意見を聴取し計画を決定するため	委員13名(うち公募委員3名)	R7年1月
市民会議手続(第4号)	地域懇談会	市民意見聴取のため	市民等(5地域)	R5年10月～R6年2月(3回)
その他の方法(第5号)	アンケート調査	計画策定のための基礎調査として市民意識を把握するため	無作為抽出 市民3,000人、企業100社	R4年12月～R5年2月
その他の方法(第5号)	都市計画策定委員会	計画策定のための骨子案作成のため	委員14名(公募委員なし)	R5年4月～R6年12月
その他の方法(第5号)	意見募集	計画案中間段階での骨子案公表と市民意見聴取のため	市民等	R5年10月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	都市計画法及び県から示されたフローに基づき手続を実施するものであり、市民参加条例にも則っていることから適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				